

国 地 契 第 7 4 号
国 北 予 第 3 3 号
平成29年2月24日

各 地 方 整 備 局 長 殿
北 海 道 開 発 局 長 殿
国 土 地 理 院 長 殿
国土技術政策総合研究所長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

「工事請負契約書の制定について」の一部改正について

国土交通省直轄工事における建設業者の社会保険等未加入対策については、今般、受注者が一次下請契約を締結する下請負人を社会保険等加入建設業者に限定する措置の試行について、運用状況を踏まえて本格実施するとともに、二次以下の下請負人についても社会保険等加入建設業者に限定することとし、平成29年4月1日以降に入札契約手続を行う工事から適用することとする。

また、二次以下の下請負人に係る受注者に対する制裁金等の措置については、平成29年10月1日以降に入札契約手続を行う工事から適用することとする。

これらを踏まえ、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の一部を下記のとおり改正するので、遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の一部改正について

別冊工事請負契約書第7条の2の見出し中「受注者の契約の相手方となる」を削り、同条第1項中「下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方」を「下請負人」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてすることができる。

一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合において、受注者が、発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出したとき

- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
- イ 受注者が、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としており、発注者が認め、その旨を通知した日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に確認書類を発注者に提出した場合
- ロ 前号に定める特別の事情があると発注者が認める場合
- 3 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号に定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号に定める特別の事情があると認められたにもかかわらず、同号に定める期間内に確認書類が提出されなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第二 「工事請負契約書の制定について」の一部改正について

別冊工事請負契約書第7条の2第3項を次のように改める。

- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 当該社会保険等未加入建設業者が前項第一号に掲げる下請負人である場合において、同号に定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号に定める特別の事情があると認められたにもかかわらず、同号に定める期間内に確認書類が提出されなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
- 二 当該社会保険等未加入建設業者が前項第二号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める期間内に確認書類が提出されず、かつ、同号ロに定める特別の事情があると認められなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

附 則

この通達は、平成29年4月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用する。ただし、記第二の規定は、平成29年10月1日以降に入札契約手続を開始する工事から適用する。